

ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されます

園福祉課 子育て支援係
☎ 22-3167

園ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター
☎ 0120-400-903(午前9:00～午後6時 平日のみ)

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭を支援するため、臨時特別給付金が支給されます。

基本給付

●対象となる人※1

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金など）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人※2
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の人も対象です。

※2 児童扶養手当の申請をしていれば令和2年6月分の支給が全額または一部停止されたと推測される人も対象となります。

●支給額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

●申請方法等

- ①の対象者は申請不要です。
- ②・③の対象者は申請が必要です。

(提出書類)

- ・申請書
- ・ひとり親世帯であることがわかる書類（戸籍謄本など）
- ・年金額やその他収入額がわかるもの（年金振込通知書、給与明細など）
- ・振込口座のわかるもの など
- ・本人確認書類（運転免許証など）

※申請事由によって必要な書類が異なりますので福祉課までお問い合わせください。

追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している人への給付

●対象となる人

基本給付対象の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

●支給額

1世帯5万円

●申請方法等

追加給付に該当する人は申請が必要です。

養護老人ホーム あそ上寿園

健康上寿な施設をめざします
心穏やかに暮らせる施設をめざします
地域に根差した開かれた施設をめざします

アルコール学習会を園で開催しています。
毎月第4土曜日14時～15時です。

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、外部の方の入園はご遠慮頂いております。状況が落ち着きましたら、またお知らせいたしますので、どうぞ来園ください。



入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501

広告

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入の皆さまへ

傷病手当金が支給されます

問ほけん課 ☎ 22-3145

傷病手当金は国民健康保険または後期高齢者医療に加入している人のうち、被用者（＝雇い主から給与の支払いを受けている人）で新型コロナウイルスに感染

（感染疑いを含む）のため勤務することができず、事業主から給与の全部または一部を受け取ることができない場合に支給されます。詳しくはほけん課にお尋ねください。

●支給要件 次の3つの要件をすべて満たす人

①新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養のため仕事ができないこと

※原則として事業主と医療機関の証明が必要です。ただし、医療機関を受診せず回復した場合は、医療機関の証明が不要になる場合があります。

②4日以上休んでいること

※発熱等の症状があつて最初に「勤務予定があり仕事を休んだ日」が起算日（1日目）となります。起算日から数えて、3日経過した後の「勤務予定があり仕事を休んだ日」が支給対象日となります。

③休んだ期間について給与等がもらえないこと

※給与等が支払われている場合でも、本来支払われる額より少ないときは、その差額が支給されます。

●支給金額

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数）×3分の2×支給対象日数

※支給対象日数は、起算日（症状があり勤務予定にも関わらず仕事を休んだ最初の日）から連続して3日間の待期間を経過した後、4日目以降にもともと勤務の予定であるにも関わらず感染（または症状があり感染疑い）により休んだ日数となります。

※有給休暇を使用するなど傷病手当金の日額相当額を超える給与等が支給された日は対象外です。

特別定額給付金に関するお知らせ

手続きはお済みですか？

申請期限は

8月20日（木）まで

10万円 **特別定額**
給付金

問特別定額給付金事業対策室 ☎ 22-3231